

喜多方市現場代理人の常駐義務緩和措置運用基準の改正について

令和2年2月14日

総務部 契約管理課

喜多方市発注工事においては、「喜多方市工事請負契約約款」第10条第2項の規定により現場代理人が工事現場へ常駐することを義務付けるとともに、同条第3項の規定により「喜多方市現場代理人の常駐義務緩和措置運用基準」を定め、現場代理人の常駐義務の緩和を行っているところでありますが、令和2年4月1日から本基準を改正することとしました。

なお、兼務ができることとなる工事については、下記のとおりです。

記

1 常駐義務緩和措置の内容

次の(1)から(5)までについて、市長が品質管理、安全管理等現場代理人の業務に支障がないと認める同一の建設業者が施工する工事について、現場代理人を兼務することができるものとする。

ただし、市が入札公告又は指名通知書等において現場代理人を兼務することができない旨の規定をした場合、及び、現場代理人の兼務を希望する工事の入札日から過去1年以内に工事施工中の事故等を起因とする入札参加資格制限措置を受けた建設業者については対象外とする。

(1) アからウまでの全ての要件を満たす工事について、同一者が3件まで(専任の主任技術者の配置を要する工事を含む場合は原則2件まで)現場代理人を兼務することができる。

ただし、この場合、現場代理人が稼働中の一方の現場を離れ、他の工事現場において、その任務を執り行う場合は、当該現場代理人に代わる者を指名しなければならない。

ア 市及び県又は他の市町村等が発注する工事であること。

イ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。

ウ 工事現場の相互の間隔が10km程度以内の近接した工事であること。

(2) アからウまでの全ての要件を満たす工事について、同一者が2件まで現場代理人を兼務することができる。

ア 市が発注する工事であること。

イ 同種工事であること。

ただし、土木一式工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事及び水道施設工事については同種工事として取り扱うものとする。

ウ 当初請負金額がそれぞれ3,500万円未満の工事であること。

(3) ア～ウまでの全ての要件を満たす工事について、同一者が3件まで現場代理人を兼務することができる。

ア 市が発注する工事であること。

イ 同種工事であること。

ただし、土木一式工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事及び水道施設工事については、同種工事として取り扱うものとする。

ウ 当初請負金額がそれぞれ 3,500 万円未満の工事であること。

ただし、兼務する工事の当初請負金額の総額が 4,000 万円以上とならないこと。

(4) 市が発注する工事であり現場間の最短経路が概ね 100m以内で、一体とした現場管理が可能な工事は、2件以上の工事の兼務を可とする。

(5) その他市長がやむを得ないものとして認める工事については、同一者が現場代理人を兼務することができる。

2 県又は他の市町村との兼務(上記(1))における承認の手続き

申請者は、直接各々の発注者に申請し承認を受けた後に、双方の写しを市へ提出するものとする。

市への申請においては、別紙2「現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書(県様式)」(現場相互の距離がわかる位置図と経歴書を添付すること。)を使用するものとし、他の市町村への申請においては、各々の発注者の指定する様式により申請する。

ただし、落札候補者に対する入札参加資格審査において、県又は他の市町村等の発注する工事に配置された現場代理人との兼務を希望する場合は、改札日までに、県又は他の市町村に対し申請を行い承認を得ておくものとし、審査関係書類の提出の際に、その写しと申請書を提出すること。

3 適用の時期

令和2年4月1日から適用する。

なお、既に契約済みの市発注工事についても、改正後の基準を適用できるものとする。